

差出人：福井県安全環境部県民安全課

送信日：2018/ 5 / 8

フリマアプリ・フリマサービスでのトラブルに御注意！！ ～国民生活センターに寄せられた相談より～

インターネット上で個人同士が商品などを取引できる「フリマアプリ」や「フリマサイト」など、フリーマーケットサービスの利用が消費者の間で広がる中、全国の消費生活センターなどに寄せられるフリマサービスに関する相談は急増、平成29年度の相談件数（3,330件）は平成24年度（173件）の20倍近くとなっており、20歳未満からの相談も多く見られます。

【消費生活センターへの相談事例】

◇事例1（出品者からの相談）

フリマアプリで出品したブランドバッグを購入者に送ったところ、購入者から偽物だと言われ返品を希望された。返品を拒否すると、「お金を受け取れないようにしてやる」等と返事が来た後、連絡が途絶えた。購入者からの評価もされず、商品代金も支払われない。



◇事例2（未成年者のフリマサービス利用に関する相談①）

中学生の息子あての荷物が「割れ物」扱いだったため不審に思い開封すると、酒が入っていた。息子に確認したところ、フリマアプリで酒を購入し友人と飲んでいたこと、また、靴やゲームのほか、家の物を無断で売って得たポイントを別の商品購入に充てていたことが分かった。



出品者に連絡したが「フリマアプリでは相手の年齢を確認できないので、未成年者と思わなかった」と言われた。アプリ運営事業者に苦情を言ったが、「個人間売買の場を提供しているだけだ」との回答だった。

◇事例3（未成年者のフリマサービス利用に関する相談②）

高校生の息子の喫煙が発覚した。息子を問いただすと、フリマアプリで加熱式たばこ機器を購入し、友人と使用していたことが分かった。加熱式たばこ機器のメーカーに問い合わせたところ「直営店、コンビニ、スーパー等で対面販売しているが、成人であることが確認できる身分証等の提示を求めている」との回答だった。



アプリ運営事業者にも問い合わせたが「たばこは出品禁止だが、加熱式たばこ機器の販売は規約上禁止していない」との回答だった。

◇未成年者の利用について

未成年者の利用について、フリマサービス運営事業者は事前に親権者などの同意を得るように定めていますが、必ずしも登録時に年齢確認のための措置がとられているわけではなく、また、利用時に年齢確認が実施されていないことがほとんどです。

そのため、未成年者が保護者の同意なくフリマサービスを利用し、酒類等を購入したり、家のものを無断で出品したりしているケースが見られます。また購入や出品をめぐって、保護者の知らないところでトラブルが起きている可能性もあります。

お子様が保護者の同意なくフリマサービスを利用していないか、また同意している場合でも、正しく、安全な利用方法などを御家族で十分に話し合いましょう。



フリマアプリ（イメージ）

◇トラブルについて

当事者間（保護者一相手）で話し合っても、フリマサービス運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

⇒ 消費者ホットライン「188」（いやや）

…お近くの消費生活相談窓口につながります。



スマートフォンの普及に伴い、上記のようなフリーマーケットサービスでの個人売買や「ポイントサイト」※など、子ども達の新たな“小遣い稼ぎ”的方法が生まれており、もしかすると大人の方が知らないケースもあるかもしれません。

スマホやインターネットの適切な利用方法等について、是非とも御家庭でお話しください。

※サイト内の無料登録やミニゲーム、アプリのダウンロードなどを行うことで、サイト内のポイントを獲得でき、その獲得したポイントは現金や電子マネー、他のポイントに交換することができる。

＜参考＞

- ・独立行政法人国民生活センター 報道発表資料（H30.2.22）
http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20180222_1.html

福井県では、青少年のネット非行・被害に関する情報の配信事業を実施しています。

「家庭の日」推進テーマ5月「野や山にでかけ、美しい自然に親しちゃう。」

「青少年育成の日」推進テーマ5月「心のこもったあいさつでふれあいの輪を広げよう。」

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。

【担当】福井県安全環境部県民安全課 角田

☎:0776-20-0745（直通） メール：h-kakuda-um@pref.fukui.lg.jp